

14 請願・陳情に関する取扱要領

(令和3年3月25日鳥取県議会議長伺定め)

最終改正 令和6年3月22日鳥取県議会議長伺定め

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び鳥取県議会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号。以下「会議規則」という。）の規定に基づく請願及び陳情の取扱いについては、議長が議会運営委員会に諮って定めるこの要領により行うものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

(請願書又は陳情書の記載事項)

第3条 陳情者は、願意の聞取りその他の連絡のため、当該陳情者の電話番号及び電子メールアドレス（いずれかの情報がない場合は、当該情報がない旨）を記載しなければならない。ただし、陳情書を提出する際に添付する名刺その他の書類又は電磁的記録の記載をもって、これに代えることができる。

2 請願書又は陳情書中の請願又は陳情の趣旨には、請願又は陳情を行う事項をその理由と区別して記載するものとする。

3 外国語又は点字等で書かれた請願書又は陳情書には、邦文の翻訳文を添付するものとする。

(請願書又は陳情書の提出方法)

第4条 請願者又は陳情者は、請願書又は陳情書（これらに係る参考資料、署名簿、取下げ申出書その他の書類を含む。以下同じ。）を、次の各号のいずれかの方法により、又はそれらの併用により、県議会事務局に提出しなければならない。

(1) 直接持参する方法

(2) 郵便又は信書便により送付する方法

(3) ファクシミリ装置により送信する方法

(4) 電磁的記録（議長が指定する文書ファイルの形式によるものに限る。）を電子メールにより送信する方法

(請願の紹介の取消請求書の提出方法)

第5条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、前条各号のいずれかの方法により、取消請求書を県議会事務局に提出しなければならない。

(請願又は陳情の付議)

第6条 定例会開会日の前日（この日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日。以下同じ。）の正午までに提出された請願又は陳情（第8条第1項の規定に該当するものを除く。）は、当該定例会に付議する。

2 定例会開会日に常任委員会（請願又は陳情に係る調査が行われるものに限る。）が開催される場合は、前項の規定中「前日（この日が県の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日。以下同じ。）」とあるのは、「前々日（県の休日は、算入しない。）」と読み替えて前項の規定を適用する。

3 議長は、特に緊急の必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、請願若しくは陳情を当該定例会又は臨時会に付議することができる。

4 議長は、定例会若しくは臨時会において請願若しくは陳情の採否を決定する日の前日の正午までに当該請願若しくは陳情の取下げの申出を受理したときは、これを許可し、又は本会議に諮ることとする。

(請願・陳情文書表の配付等)

第7条 議長は、定例会に付議する全ての請願・陳情文書表を、当該請願又は陳情に係る予備調査の

常任委員会終了後速やかに配付する。

- 2 議長は、受理した請願又は陳情を定例会に付議するときは、当該請願又は陳情に係る文書表を作成し、所管委員会の委員長に送付する。当該請願者又は陳情者から提出された参考書類のうち議長が必要と認めるものについても、同様とする。

(請願書の例により処理しない陳情)

第8条 次の各号のいずれかに該当する陳情は、原則として請願書の例により処理する陳情として取り扱わないこととする。

(1) 県内に住所を有しない者から提出されたもので、県の事務に関わりが少ない事項を願意としたもの

(2) おおむね1年以内に審議結果が出たもの(内容及び提出者が同一のものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、議会の審議になじまないと議長が認めるもの

2 前項第3号に該当するものとして扱うことができる陳情は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの(不当要求行為に類するものを含む。)

(2) 係争中の裁判事件に関するものその他の訴訟の内容に影響を与えるおそれのあるもの

(3) 法人若しくは個人の名誉を毀損するおそれのあるもの又は個人の秘密を暴露するもの

(4) 県の職員の身分に関し、懲戒、分限その他の個別の処分を求めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、議会の審議になじまないと認められるもの

3 前項第5号に該当するものか否かの判断は、議会運営委員会の意見を聴いて、議長が行う。

4 第1項第3号に該当すると判断されたものについては、各会派及び無所属議員又は所管委員会に写しを参考として配付する。

附 則

この要領は、鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則(令和3年鳥取県議会規則第1号)の施行の日〔令和3年3月29日〕から施行する。

附 則(令和3年9月7日鳥取県議会議長伺定め)

この要領の一部改正は、令和3年9月定例会から施行する。

附 則(令和4年4月20日鳥取県議会議長伺定め)

この要領の一部改正は、令和4年4月20日から施行する。

附 則(令和6年3月22日鳥取県議会議長伺定め)

1 この要領の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

2 請願者又は陳情者の本人確認書類について(令和3年3月25日鳥取県議会議長伺定め)は、廃止する。